

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター における飲料自動販売機設置・管理運営事業者の公募のお知らせ

大阪急性期・総合医療センターにおける入院・外来患者及び来院者並びに職員等へのサービス及び福利厚生のための飲料自動販売機の設置・管理運営事業者を公募しますので、希望する者は次のとおり応募申込みをしてください。

1 担当部署

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

(TEL (06)6692-1201)

大阪急性期・総合医療センター 事務局 施設保全グループ

2 事業概要

- (1) 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター（以下「センター」という。）の建物内における飲料自動販売機の設置・管理運営
- (2) 飲料自動販売機設置・管理運営事業者（以下「設置事業者」という。）は、センターが指定する建物の一部を有償で借り受け、飲料自動販売機の設置・管理運営の全般を実施する。
- (3) 貸付物件
渡り廊下3階及び4階（現状専有面積6.00㎡）詳細は、大阪急性期・総合医療センター飲料自動販売機設置・管理運営事業者募集要項（以下「募集要項」という。）による。
- (4) 貸付期間
平成29年10月1日から平成32年9月30日までの3年間とする。

3 応募する者に必要な資格

応募を希望する者は、次の要件を全て満たす法人又は個人であること。

- (1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者
 - ⑧ 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する

る者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府（以下「府」という。）の区域内に事業所を有する者であって、最近1事業年度の府税にかかる徴収金を完納していること。
- (4) 最近1事業年度の法人税（個人の場合にあつては所得税。以下同じ。）並びに消費税、地方消費税を完納していること。
- (5) 病院又は福祉施設における自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等の免許を有していること。
- (7) 募集開始日から契約締結日までの期間において、次の①から③のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ② 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ③ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

4 応募申込み手続

- (1) 応募書類の交付及び提出期間
本件公募に参加を希望する者は、応募申込みに必要な書類を期限までに提出しなければならない。
 - ア 交付及び提出期間
平成29年7月14日（金）～平成29年8月4日（金）
午前10時～正午、午後1時～午後5時
なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。
 - イ 提出方法
申込みに必要な書類は、下記提出場所に直接持参するものとし、郵便、電話、FAX、電子メールによる応募は認めない。
- (2) 応募書類の交付及び提出場所
大阪市住吉区万代東三丁目1番56号
大阪急性期・総合医療センター
事務局 施設保全グループ（本館3階）

(3) 価格提案書の提出及び審査

ア 日時

平成29年8月22日（火）午前10時から

イ 場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪急性期・総合医療センター 本館3階第1会議室

ウ その他

価格提案書は持参するものとし、郵送又は電子メールによる提出は認めない。

設置事業者の決定にあたっては、価格提案書に記載された率より算出した金額を貸付料とする。

5 その他

(1) 価格提案の無効

期限までに応募申込みに必要な書類を提出していない者、応募資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした価格提案並びに募集要項において示した条件等応募に関する条件に違反した価格提案は、無効とする。

なお、センターにより応募資格を有すると認められた者であっても、価格提案時点において「3 応募する者に必要な資格」を満たさない者のした価格提案は、無効とする。

(2) 設置事業者の決定

設置事業者の決定は、応募価格の最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 詳細は、募集要項による。